



リユース等の促進に関するロードマップの方向性

令和7年6月

環 境 省



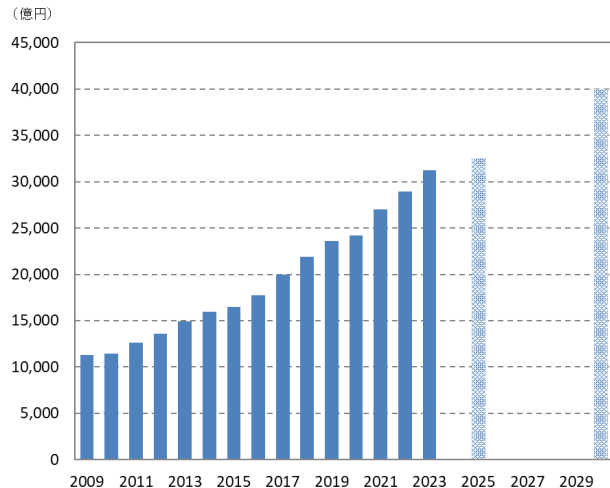
我が国のリユース取組に関する状況について

- 成長戦略フォローアップ工程表(令和3年6月閣議決定)においては、**循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年までに現在の約50兆円から80兆円に拡大させることを目指す**としている。
- 循環経済への移行加速化パッケージ(令和6年12月閣議決定)においては、新たな目標として**付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等を支援することや、リユース業者等と協働取組を行う自治体数の倍増を目指す**としている。
- また、人々のライフスタイルを変革することで、**製品や素材等の適切な長期利用やリユースを促進し、循環の輪を広げ太くすることが重要**。(使用済み製品・素材に加え既存住宅の活用など、関係省庁と連携した幅広い取組の推進が考えられる)

リユース市場規模の拡大

- 民間調査では、2023年における、国内の消費財における販売額を示したリユース市場規模は3兆1,227億円であり、2009年の1兆1,274億円から順調に増加。ここ2～3年の伸びは大きく、**2030年には約4兆円**(中古住宅市場と同等)と予想されている。

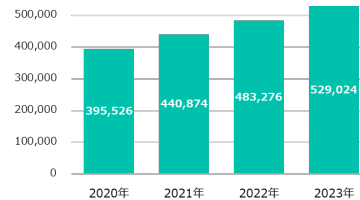
リユース市場規模の推移 (国内の消費財における販売額)



(出所) リユース経済新聞「リユース市場データブック2024」
(<https://www.recycle-tsushin.com/databook/>)

古物商許可件数の推移

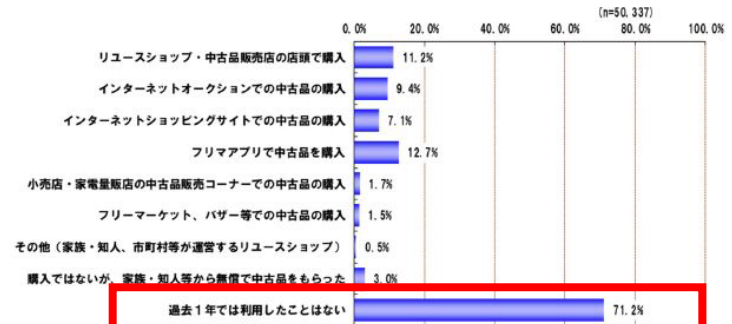
- 古物営業許可件数の推移をみると、2023年末における許可件数は52万9,024件、前年から約4.5万件増加しており、**古物の買取りを業として行う者が増加している**ことがうかがえる。(ただし、本申請は法人だけでなく、個人を含む)



(出所) 警察庁生活安全局生活安全企画課「令和5年中における古物営業・質屋営業の概況」
(<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/R5kobutusiitiyagaikyou.pdf>)

消費者によるリユースの経験率

- 令和6年度に環境省実施した消費者アンケートにおいて、過去1年間における中古品の購入経験を把握したところ「過去1年間では利用したことはない」が最も多く、71.2%であった。リユース市場が拡大する一方で、**消費者の約7割はリユースを経験していない**。



(出所) 令和6年度
環境省調査

使用済製品のリユース推進の意義・メリット

- 使用済製品のリユース推進の意義・メリットは多岐に渡るが、①廃棄物の減量・処理費削減、②CO₂排出削減・資源有効活用、③消費者の所得増加・消費拡大・QOL向上、④経済・雇用へのプラスの効果、⑤コミュニティの活性化・社会貢献などが挙げられる。

①製品の使用年数の延長による廃棄物の減量・処理費削減

- 社会全体での製品使用年数が延長され、長期的な視点で廃棄物を減量。
- 市区町村等のごみ処理費用の削減にも寄与。

②製品の廃棄・製造にかかるCO₂の排出削減、資源の有効活用

- 製造・廃棄に伴うCO₂が削減。
※ただし、使用時にエネルギーを消費する家電製品等については、新製品の省エネ性能が向上している場合、使用時のCO₂排出量の方が大きくなるため留意。
- エシカル消費の推進や、社会全体での資源有効活用にも貢献。

③消費者の所得増加・消費拡大・QOLの向上

- リユース品の購入・販売による消費者の所得増加・消費拡大。
※消費者が「不用品をリユース品として販売することによる所得増加」、「新品ではなくリユース品を購入したことによる新たな消費活動の拡大」の2つの効果を想定
- 新品では購入が困難な消費者にとっても、手の届く価格帯で必要な製品が入手でき、QOLが向上する場合もある。

④リユース拡大による経済・雇用へのプラスの効果

- リユース事業者等の販売額増加。
- 適切なリユース市場の存在が、新製品の市場確立・拡大につながる。
- インバウンドによるリユース品購入、海外へのリユース品（ユーズド・イン・ジャパン）販売の拡大など、外貨獲得にもつながる。

⑤地域・コミュニティの活性化・社会貢献

- 地方自治体、リユース事業者、NPO等が連携した地域のリユース活動・イベント等は、地域コミュニティの交流の場となり、地域活性化に貢献。リユースを通じて持続可能なライフスタイル、環境問題等を学ぶ機会にもなる。
- リユースを通じた社会貢献活動面でのメリットも存在（例えば、学校等に寄附、担い手として障がい者雇用を推進など）。

取組指標・目指すべき将来像

- 取組の進捗を把握し、適切な施策を推進していくため、①事業者・②自治体・③消費者・④全般それぞれの取組に関する意欲的な指標を設定する。
- そのため、使用済製品のリユースの促進に係る検討会の下に指標WG（非公開予定）を設置した上で令和7年度内に検討を行い、令和8年度以降は適宜フォローアップを実施する。

＜現状＞

- 事業者：リユース市場規模は約3兆円（アニメ産業の市場規模と同等）
- 自治体：リユース業者等と協働取組を行う自治体数は約300
※循環経済への移行加速化パッケージ（令和6年12月）の2030年目標：600自治体まで倍増
- 消費者：過去1年間ではリユース品を購入した人は約30%（令和6年度環境省調査）
- 全般：全国のリユース重量（点数）については現状データなし（推計に向けて検討中）

適正なリユース市場の創出

事業者等

環境負荷低減に資する取組を実施する、優良なリユース事業者が評価される
安全・安心なリユース市場の形成

リユースの裾野の拡大

自治体等

より多くの使用済製品が地域で循環され、豊かな暮らしにも資する取組が
全国で展開・地域実装される社会の構築

リユースを「当たり前」に

消費者等

消費者、自治体、企業が製品を長く大切に使うライフスタイル・ビジネスモデルの定着

- リユースの促進に係る検討会の令和6年度中間とりまとめを基に、リユース懇談会で得られた知見等も踏まえ、事務局にて主に2030年までに実施すべき対策の方向性案を整理（p4～7）。
- ロードマップでは2040年までの長期的な取組も含め策定予定であり、第2回検討会（11月頃に開催予定）で示すロードマップの素案に含めるべき取組内容や指標の在り方等についてご議論いただきたい。

リユース等の促進に関するロードマップの方向性 1/4



① 消費者のリユース取組の促進

検討会及び懇談会で指摘のあった現状・課題

○使用済み製品の回収強化に向けた情報発信、教育の促進

- ・官民による様々なリユース回収ルート、買取形態が存在するが、その存在が消費者に十分知られていない
- ・廃棄ではなくリユースを実施するメリットが消費者に十分に認識されておらず、使用済み製品が回収に回っていない

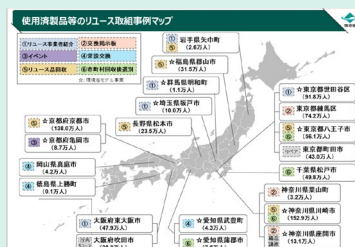
【懇談会でいただいたご意見】

- ・リユースが環境や社会のためにもいいことだということを、国と一緒にプロモーションしていきたい。
- ・こども服や制服は次世代にリユースすることで、必要としている方の役に立つ。

○自治体等による先進的なリユース取組の横展開

- ①民間事業者とリユースに関する協定を締結し（政府目標 300→600自治体）、連携して回収した使用済み製品を売却しリユースする
- ②回収した粗大ごみを積極的にリユースする運用を行う
- ③デジタル技術を活用したマッチングを促進
- ④こども服、制服のリユース（無料譲渡含む）など、先進的な取組を実施する自治体が存在するが、一部に留まっている。他自治体の事例・ノウハウ等の情報・費用・人手不足の課題があり、リユースに取り組む自治体の数が限られている

市町村による使用済み製品等のリユース取組促進のための手引き
(令和7年4月 環境省作成)



対策の方向性

- ・リユース月間や集中啓発期間（引っ越しや衣替えの時期）を設定し、企業・自治体等と連携したリユース促進キャンペーンを実施
- ・暮らしの豊かさや物価高対策につながることも含め、企業・自治体と連携し、リユースのメリット等をわかりやすく発信
- ・企業・自治体等と連携し、リユースの意義等を理解し自らリユースを体験するなど、小・中学生等の若年層を対象とした環境教育・啓発活動を推進



リユースの日 イラスト



環境省HP

「意外と知らない「リユース」の世界」

- ・「リユース先行自治体（仮）」を選定し、そのための支援を行い横展開を図る
- ・今年度新たに設置し全国7か所で実施する資源循環自治体フォーラムで「リユースセッション」を開催し、先進事例の発信・ノウハウの共有・リユース業者と自治体のマッチング等を実施
- ・新たにリユースポータルサイトを立ち上げ、自治体の取組の見える化、事業者等の多様なリユース取組の発信

リユース等の促進に関するロードマップの方向性 2 / 4



②リユース市場の拡大に向けた需要創出

検討会及び懇談会で指摘のあった現状・課題

○リユースの裾野拡大に向けたビジネスモデル事業創出支援

- ・リユースの裾野を拡大に向けて、シェアリングやリペアなど**製品の長期利用に関連する取組**を促進することが効果的
- ・**消費者にとっても魅力的な**リユースに関する接触機会・仕組みを提供し、リユース未経験者の行動を促進することが効果的

【懇談会でいただいたご意見】

- ・サーキュラーエコノミーの本質は、品質が良いものを長く使うこと。
- ・高齢化社会を見据え、所有者が亡くなる前に不用品を家庭から運び出せるような遺品整理に関する仕組み作りが必要。

○リユース品の公共調達への推進

- ・大きな購買力がある**国・自治体**が公共調達でリユース品を**購入している事例が少ない**

【懇談会でいただいたご意見】

- ・オフィス家具等の特定品目についてグリーン購入を推進することが、リユースの推進に有効と考えられる。

対策の方向性

- ・より**付加価値が高く、消費者が利用しやすい形の****リユースビジネスモデル**の創出に向けて、モデル事業を展開

- ✓ シェアリング・リペア・リセール・リファーマービッシュといった新たなリユースビジネスモデル
- ✓ 多様な製品を一括で回収する拠点の構築や遺品・生前整理



リユース経済新聞
「リユース市場データブック2024」



グリーン購入法 パンフレット（環境省）

- ・国・自治体によるリユース品の公共調達による**需要創出**

- ✓ **グリーン購入法の基本方針の見直しの中でリユース基準の拡充について検討**
- ✓ **環境省におけるリユース品調達の促進**

③ リユース事業の信頼性の向上

検討会及び懇談会で指摘のあった現状・課題

○安全・安心なリユース市場の創出

- 優良事業者の取組が適切に評価される仕組みがない
- 不適正な事業者（例：町中を巡回する違法な廃棄物回収業者など）の存在が、リユース業界の信頼性を低下させている

【懇談会でいただいたご意見】

- 市場が大きくなると、不適正な取組を行う事業者が参入する。不適正な行動をとりにくい環境作りも重要。
- リユースを拡大するポテンシャルはまだまだある一方、消費者トラブルも発生しており、業界の自主的な取組（ガイドラインや認定制度作成）だけでは解決は困難。

無許可回収業者の利用に関する啓発チラシ
(環境省作成)



対策の方向性

- 優良事業者ガイドラインを策定することで、初めて国がリユース事業者の取組について評価を行うなど、優良リユース事業者やリユースのオンラインプラットフォーム等を支援
- 自治体等による不適正事業者（違法な廃棄物回収業者等）の指導のための支援
 - ✓ 自治体向けセミナーの開催、啓発チラシの作成



JRAA リユースハンドブック

一般社団法人 日本リユース機構

安心・安全なリユース事業者育成にむけて

JRO認定事業者講習試験

- ①古物営業法eラーニング試験
- ②環境省「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」試験
- ③消費者庁「特定商取引法（訪問購入）」試験
- ④出張買取伝票、遺品整理/不要品回収における作業見積書の記載講習
- ⑤出張買取、お片付けに伴う不要品回収の実務講習

不要品回収 遺品整理 出張買取はプロにお任せ
55 家財の相談窓口



JRO リユース認定事業者
講習試験

リユース等の促進に関するロードマップの方向性 4 / 4



④ リユース促進に向けた基盤づくり

検討会及び懇談会で指摘のあった現状・課題

○環境負荷低減効果等に関する情報整備

- ・リユース等を実施することによるGHG排出削減などの環境保全上の効果があること等に関する情報が少ない

【懇談会でいただいたご意見】

- ・GHGの算定手法等について、事業者が活用しやすい基準を整理・工夫する余地がある
- ・家財整理において、“全部廃棄する場合”に対して“リユースした場合”の品目ごとのCO2削減効果について、国に示してもらえるとありがたい。

○その他、リユース促進に向けた各種調査等の実施

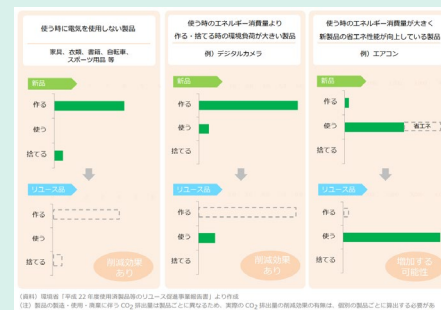
- ・リユース取組を促進し、リユース市場を拡大していく上で、法令上の課題について指摘する声がある
- ・海外に輸出されたリユース品の取り扱い状況が十分に把握できていない

【懇談会でいただいたご意見】

- ・消費者がリユース品の売り買いをしやすく、安心して売ったり・買ったり・輸出したりができるような取組が必要。
- ・リユースは外貨獲得の手段としても注目。インバウンド需要、越境ECを通じて海外にリユースされる等、市場が拡大。

対策の方向性

- ・リユース等による環境負荷低減効果の把握等に係る調査・検討
✓リユース等に伴う環境負荷低減効果の算定事例集の作成



リユースによるCO₂削減効果
リユース読本（環境省作成）



リユース業に関する環境関連法
パンフレット（環境省作成）

- ・関連法令に関する調査・課題等の整理
- ・リユース品等の海外での取り扱いの把握や消費者がリユースに取り組む上での留意点などリユースを促進する際の課題・施策の調査・検討
✓2027年までの2年間で、国内外のリユースに係る重点調査を実施し、消費者向けの手引きの策定など必要な措置を講ずる

リユース等の促進に関するロードマップ（イメージ）



「ロードマップの方向性」として整理
（短期、中期）

指標WGにて検討予定

「目指すべき将来像」
（長期）

① 消費者のリユース取組の促進

リユース月間の設定、リユース促進キャンペーンの実施、リユースのメリット等の発信・教育促進

リユース先行自治体(仮)の選定、資源循環自治体フォーラムで「リユースセッション」開催 等

② リユース市場の拡大に向けた需要創出

付加価値が高く、消費者が利用しやすい形のビジネスモデル実証事業

グリーン購入法：基本方針見直しの中でリユース基準の拡充について検討 等

③ リユース事業の信頼性の向上

優良事業者ガイドラインの策定 等

④ リユース促進に向けた基盤づくり

リユースに伴う環境負荷低減効果の算定事例集の作成

関係法令やリユース品の海外での取り扱いなど、国内外のリユースに係る重点調査、手引きの策定等

取組指標
（今後議論。以下は現状）

＜適正な市場の創出＞
リユース市場規模
（約3兆円）

＜リユースの裾野の拡大＞
リユース業者等と協働取組を
行う自治体数
（300自治体）

＜リユースを「当たり前」に＞
過去1年間でリユース品を
購入した人の割合
（約30%）

＜その他＞
全国のリユース重量（点
数）
（〇〇万トン／年） など

必要に応じて追加の取組・対応の強化を検討

適正なリユース市場の創出

リユースの裾野の拡大

リユースを「当たり前」に

2026

2030年度

2040年度

今後のスケジュール

時期	開催済
令和7年 6月17日	使用済製品のリユースの促進に係る検討会（第1回） ・リユース等の促進に関するロードマップの方向性（案）について →提示した事務局案（p1～8）に対して、検討会委員から様々な御意見を頂いた（p10）。 頂いた御意見や今後開催する指標・目標に関するWGでの議論等を踏まえ、 ロードマップ素案を策定し第2回検討会に提示予定。
時期	開催予定
8月頃	指標・目標に関するWG（仮称）（第1回）
10～11月頃	指標・目標に関するWG（仮称）（第2回）
11～12月頃	使用済製品のリユースの促進に係る検討会（第2回） ・リユース等の促進に関するロードマップ（素案）について 等
令和8年 1月～2月頃	指標・目標に関するWG（仮称）（第3回）
2月～3月頃	使用済製品のリユースの促進に係る検討会（第3回） ・リユース等の促進に関するロードマップ（案）について ・指標・目標に関するWG（仮称）の検討結果（とりまとめ）の報告

令和7年度中にリユース等の促進に関するロードマップを策定

【全体の整理・検討方針について】

- ロードマップの推進方策の切り口として、リユースのプロセス別（排出・回収の段階、販売・購入する段階）、主体別（消費者、自治体、事業者）などいくつか考えられる。また、時間軸（短・中期、長期）、優先順位の視点もある。
- 消費者の視点からの記載が中心であるが、自治体、事業者の視点をもっと盛り込めるとよい。
- リユースの推進方策の検討には、取り除くべき阻害要因を特定することも有効である。
- 10年後、20年後に乗り越えるべき課題・阻害要因も意識してロードマップを整理するとよい。
- ロードマップは必ずしも網羅性を求める必要はなく、まず実施すべき事項を整理し、適切なタイミングで適宜見直すという整理がよい。

【指標・目標について】

- ロードマップの推進方策は、指標とセットで検討するとよい。
- 自らが長期間で使い切ることと、まだ使える段階でリユースして次の人に使ってもらうこと、いずれも製品の長期使用に資する取組であることから、長期使用の状況を確認するための指標の検討も必要である。
- リユースが普及すると、普段自分が使用する製品も、リユースされることを前提とした使い方になると考える。製品を長期的に使用することと、購入することは繋がりと示せるとよい。
- 「リユースが「当たり前」に」とはどのような状況か示せるように検討すべきである。

【推進方策について】

- 消費者のリユースに関する行動について、多様な選択肢が豊かな暮らしに繋がるといった目指すべき将来像を伝えることや、リユースをしない理由を特定し解消していくことが重要。
- 「リユース先行自治体（仮）」は、事業者との連携の視点や、取り組めていない自治体の底上げが必要。
- 「優良事業者ガイドライン」は、消費者にとって分かりやすいものにし、先行して進めている自主的な取組があることに留意すべきである。

(参考) 使用済製品のリユースの促進に係る検討会

リユースをはじめとした2Rビジネスを取り巻く状況整理をもとに、我が国における適正な使用済製品リユース促進に向けた方向性について幅広く検討していくことを目的とし、令和6年度から公開の検討会を開催している。令和6年度第3回検討会では、使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理として、中間とりまとめを行った。

資料・議事録は環境省ホームページで公開 (https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/page_01601.html)

【検討会委員】

＜座長＞ 小野田 弘士 早稲田大学 理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科長 教授

＜委員＞ 佐々木 創 中央大学 経済学部 教授

田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長

手塚 一郎 清和大学 学長 教授

沼田 大輔 福島大学 経済経営学類 教授

山川 肇 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科環境科学専攻 教授

※所属・役職は令和7年6月時点

開催実績（令和6年度）

回	開催日	議題
第1回	令和6年11月19日	(1) 業界関係者・地方自治体のヒアリング（非公開） (2) 検討会の開催要綱について (3) リユース等を取り巻く社会動向、これまでの取り組み (4) 適正な使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性へのご意見
第2回	令和6年12月10日	(1) 業界関係者のヒアリング（非公開） (2) 適正な使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理 (3) 地方自治体におけるリユース取組の促進に向けて
第3回	令和7年3月17日	(1) 「リユース促進に向けた懇談会」について (2) 地方自治体におけるリユース取組の促進に向けて (3) 使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理（中間とりまとめ案）

(参考) 浅尾環境大臣による「リユース促進に向けた懇談会」の開催



循環経済への移行に向けて、関係者と連携しつつ、リユース推進の機運を高めることを目的として、リユース事業者、地方自治体、有識者、消費者団体等と浅尾環境大臣がリユース促進について意見交換を行う懇談会を開催。

懇談会で得られた知見等は、使用済製品等のリユースの促進に係る検討会にインプットし、環境省としてのリユース促進に関する施策について検討を進める。

資料・議事概要は環境省ホームページで公開 (https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/page_01656.html)

開催実績

回	開催日	出席者
第1回	令和7年 1月15日	- 神奈川県座間市 市長 佐藤 弥斗 - 一般社団法人日本リユース業協会 代表理事 石原 卓児 - 株式会社リユース経済新聞社 専務取締役 編集長 瀬川 淳司 - 学校法人早稲田大学 理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科長 環境総合研究センター 所長 小野田 弘士
第2回	3月14日	- 一般社団法人日本リユース機構 法務部会長 田原 雅博 - 株式会社ゲオホールディングス 上席執行役員 伊藤 龍太郎 - 株式会社メルカリ 執行役 SVP of Japan Region 山本 真人 - 日本司法書士会連合会 副会長 上前田 和英
第3回	4月21日	- 愛知県蒲郡市 市長 鈴木 寿明 - 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事 石山アンジュ - 株式会社ジモティー 代表取締役社長 加藤 貴博 - ブックオフコーポレーション株式会社 執行役員 長谷川 孝
第4回	5月27日	- 一般社団法人エシカル協会 代表理事 末吉 里花 - 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域資源循環社会システム研究室室長 田崎 智宏 - 株式会社マーケットエンタープライズ 代表取締役社長 小林 泰士 - LINE ヤフー株式会社 執行役員 コマースカンパニー リユース統括本部 統括本部長 林 啓太